

# 令和7年度 座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、座間市が「令和7年度 座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）について、設計・施工一括発注方式で実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、必要な事項を規定したものである。

別添「令和7年度 座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、実施要領と一体のものとする。

また、「空調設備」とは、空調機器設備、配管設備、電気設備、ガス設備及びその他本事業において設置される一切の設備のことをいい、設備を設置するための一切の工事を含むものとする。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名

令和7年度 座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

#### (2) 目的

本事業は、座間市立小・中学校17校のうち、別添1記載の施設（以下「対象施設」という。）を対象に、令和8年度中に引渡し完了を基本とし、空調設備を可能な限り早期に設置し、児童生徒及び教職員に望ましい学習・活動環境及び避難所機能の改善を図ることを目的とする。

さらに、本公募参加者の持つ知識・技術・経験を最大限に活用し、空調設備及び断熱化改修等を早期かつ効率的に実施可能な内容の提案を募集するものである。

#### (3) 事業方式

設計・施工一括発注方式（DB方式）とし、公募型プロポーザル方式により契約優先交渉権者を決定する。

#### (4) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

#### (5) 提案上限額

935,000千円（消費税、地方消費税を含む。）

#### (6) 支払条件

市は、事業者が実施する本事業に係わる金額について、あらかじめ定める額を事業者に支払う。

① 前金払い 有り

前金払いの額は、契約の40%以内とする。

なお、前金払いについては、契約予定日が年度末を想定していることから、契約後速やかに、前金申請を行い、令和7年度内に請求を終えるものとする。

② 中間前金払 有り

既に前金払いの支払いを受けているもので、支払い条件を満たした場合、適用する。中間前金払いの額は、施工業務に関する請負代金の20%以内とする。

(7) 発注者及び本事業に係る事務局

① 発注者

座間市

② 事務局

座間市財務部資産経営課 担当：佐藤、岩永

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話番号：046-252-7027

MAIL : kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

### 3 対象施設及び事業内容

(1) 対象施設

別添1 対象施設一覧のとおり

(2) 事業内容

① 実施設計業務

ア 空調設備等の設計のための事前調査業務

イ 空調設備等の施工に係る設計業務（対象施設の設計図書の作成等）

ウ 断熱化改修等の施工に係る設計業務（対象施設の設計図書の作成等）

エ その他、付随する業務（市及び対象施設との調整含む。）

② 施工業務

ア 空調設備等の施工のための事前調査業務

イ 空調設備等の施工業務

ウ 断熱化改修等の施工業務

エ その他、付随する業務（市及び対象施設との調整含む。）

③ 監理業務

ア 空調設備等の工事監理業務

イ 断熱化改修等の工事監理業務

ウ その他、付随する業務（市及び対象施設との調整含む。）

(3) 事業期間

事業期間は、履行期間とする。なお、契約日については、本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後とする。

① 実施設計業務

空調設備等及び断熱化改修等の設計完了時期

② 施工業務

空調設備等及び断熱化改修等の施工完了時期

③ 監理業務

空調設備等及び断熱化改修等の施工完了時期

#### 4 参加資格要件

##### (1) 参加者の構成等

① 本公募の参加者は、単体企業（事業者1社のみ）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体とし、連合体の場合は、応募その他の手続きを代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

② 単体企業及び連合体の構成員が満たすべき参加資格要件は、以下のとおりとする。

##### (2) 共通参加資格要件

参加資格を有する者は、参加表明書提出期限日から優先交渉権者決定までの間、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各項に該当しない者であること。

② 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく競争入札の参加停止及び指名停止等の期間中でないこと。

③ プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号等に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑤ 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号、同条第4号及び同条第5号並びに同条例第7条の規定に該当しない者であること。

⑥ 設計業務及び施工業務並びに工事監理業務を総括する総括責任者を配置できること。

##### (3) 業務別の参加資格要件

###### ① 実施設計業務に係る参加資格要件

ア 参加者と3か月以上の雇用関係にある常勤の者で、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計責任者として配置できること。

イ 国又は地方公共団体の所管する学校施設における改修の実施設計又は空調設備の実施

設計を行った実績を有していること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。

② 施工業務に係る参加資格要件

ア 建築工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業（建築一式）の許可を受けていること。

イ 国又は地方公共団体の所管する学校施設における改修工事又は空調設備に係る工事を施工した実績があること。

ウ 参加者と3か月以上の雇用関係がある常勤の者で、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を施工責任者として施工業務に配置できること。

エ 参加者と3か月以上の雇用関係がある常勤の者で、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を施工担当者として施工業務に配置できること。

オ 参加者と3か月以上の雇用関係がある常勤の者で、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を現場代理人として配置できること。

③ 工事監理業務に係る参加資格要件

ア 参加者と3か月以上の雇用関係にある常勤の者で、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を工事監理責任者として配置できること。

イ 国又は地方公共団体の所管する学校施設における改修の実施設計又は空調設備の工事監理業務を行った実績を有していること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。

(4) 連合体の参加資格要件

① 連合体の構成及び定義

連合体は本事業を実施するために必要な能力を備えた2以上の事業者で構成されるものとする。

② 代表事業者の選定及び構成員の明示

連合体は代表事業者をあらかじめ定め、参加手続きについては代表事業者が行うものとする。なお、代表事業者については、本項(3)②ア及びイの要件を満たすものとする。

③ 構成条件及び適用基準

ア 実施設計に係る構成員を含む場合には、本項(3)①の要件を満たす者とする。

イ 施工業務に係る構成員を複数含む場合には、座間市共同企業体取扱基準に準ずることとする。なお、連合体の組み合わせは、座間市共同企業体取扱基準第5条(4)ア又はイに該当するものとする。

④ 重複参加の禁止

連合体の構成員は、他の連合体の構成員になることはできない。また、構成員と資本関

係又は人的関係がある事業者についても、他の連合体の構成員になることはできない。

##### ⑤ 構成員の変更及び追加

参加書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）はこの限りではない。

#### 5 失格条項

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (3) 実施要領「2 事業概要」の「(5)提案上限額」を超える金額で参考見積書が提案された場合
- (4) その他、実施要領に違反した場合

#### 6 再委託等要件

- (1) 実施設計業務に係る再委託

建築設計又は設備設計のいずれかについては、甲の承諾を得た場合には、再委託を認めるものとするが、各設計の統括及び市との調整を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

- (2) 施工业務に係る一括委任又は一括下請負の禁止

施工業務の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

#### 7 事業者選定スケジュール

項目	期日又は期限
募集告知開始	令和7年12月26日（金）から
参加表明書提出期限	令和8年 1月 9日（金）午後5時まで
参加資格確認結果通知書発送	令和8年 1月 13日（火）まで
現地見学申込書提出期限	令和8年 1月 14日（水）まで
現地見学	令和8年 1月 15日（木）から 令和8年 1月 20日（火）までの間
質問締切	令和8年 1月 16日（金）午後5時まで
質問回答	令和8年 1月 20日（火）まで
提案書等提出締切	令和8年 2月 6日（金）午後5時まで
書面審査期間	令和8年 2月 9日（月）から 令和8年 2月 13日（金）まで

提案書等評価結果通知書発送	令和8年 2月16日（月）ごろ
仮契約締結	令和8年2月下旬予定
本契約締結	令和8年3月下旬予定（座間市議会による議決後）

- ※ プロポーザル方式の実施結果（順位等）については契約終了後、市ホームページにて公表する。
- ※ 上記スケジュールは、市の都合により変更となる場合がある。
- ※ 事務局窓口での書類の交付や受付等については、土日、祝日及び年末年始（令和7年12月27日（金）から令和8年1月4日（日）まで）を除く午前9時から午後5時までとする。

## 8 参加表明手続

### (1) 提出書類

提出書類は別紙1記載のとおり。書類の作成に当たっては、別紙1に記載の事項に注意すること。

### (2) 提出先

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市財務部資産経営課

### (3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

### (4) 提出期間

令和8年1月9日（金）午後5時まで（必着）

（持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日、祝日及び年末年始を除く。））

### (5) 参加資格要件の確認結果

令和8年1月13日（火）までに参加資格確認結果通知書を発送する。併せて、提案書作成に必要な資料を別途配布する。

なお、参加資格を有しないと判断した者に対しては、その旨の理由を付して通知する。

## 9 プロポーザルに関する質問と回答

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【任意様式】を提出すること。

なお、口頭による質問は不可とし、提案書作成と関連性の無い質問については、回答しない。

### (1) 受付期間

参加資格確認結果通知書から令和8年1月16日（金）午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メールにより事務局へ送信すること。

また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を事務局へ送信日の午後5時までに電話連絡すること。

(3) 提出先メールアドレス

kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

(4) 回答日

令和8年1月20日(火)

(5) 回答方法

市ホームページにおいて、事業者名等を除き質問及び回答を掲載する。

なお、市ホームページへの掲載以外での質問に対する回答は行わない。

## 1.0 現地見学に関する受付

現地見学を希望する場合は、現地見学申込書【任意様式】を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年1月14日(水)

(2) 提出方法

電子メールにより事務局へ送信すること。

また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を事務局へ送信日の午後5時までに電話連絡すること。

(3) 提出先メールアドレス

kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

(4) 見学施設

現地見学が実施可能な施設は、次の2校とする。

ア 座間市立ひばりが丘小学校

イ 座間市立南中学校

(5) 見学期間

令和8年1月15日(木)から令和8年1月20日(火)までの間で、日程調整については、別途行うものとする。

(6) 見学方法

ア 本項(4)の施設及び本項(5)の期間にのみ、見学ができる。詳細な日時及び見学施設は、申し込み後、事務局との協議のうえ決定するものとする。

イ 見学は、参加者(単体企業又は連合体)ごとの実施とし、各施設1時間程度とする。

ウ 校内を見学する場合には、市職員の同行を必須とする。

エ 車で来校する場合、車は1参加者につき1台までとする。

オ 参加者は、5名以内とする。

カ 見学ができない対象施設については、配布図書を参考とし、実際に本契約締結後に調査し、実施設計を行うものとする。

キ 現地見学会の申込、その他問い合わせを対象施設へ行うことは、厳禁とする。対象施設への問い合わせを行った場合には、失格となることがある。

## 1.1 提案書等の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

### (1) 提出書類

別紙2「提案書類について」のとおり。

### (2) 提出先

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市財務部資産経営課

### (3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

### (4) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで（必着）

（持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。））

### (5) 提案の取消

次のア～エに該当する場合は、提案を取消とする。

ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。

イ 作成要領に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提出書類に虚偽の記載があるもの。

## 1.2 提案書等の評価

提案書の評価は、令和7年度 座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書面審査により、以下のとおり実施する。

### (1) 審査期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月13日（金）まで

### (2) 評価基準

- ① 評価項目及び評価基準は、別添2「令和7年度 座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業公募型プロポーザル評価項目及び評価基準について」に基づき、選定委員会が評価を行う。
  - ② 評価に当たっては、参加表明書類、提案書による評価を行ったうえで優先交渉権者を選定する。
  - ③ 審査の結果、審査員の評価点数の合計が満点に対し6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。
- (3) その他
- ① 最高点を取得した参加者が複数いる場合は、選定委員会で再評価を行う。再評価で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、委員長が受託候補者を選定する
  - ② 参加者が1者であっても審査を行う。
  - ③ 評価結果については、提案書を提出した全ての者に通知する。
  - ④ 評価に関する質問には一切応じられない。

### 1.3 審査結果通知

令和8年2月16日（月）ごろに提案者に提案書等評価結果通知書を発送する。また、市ホームページにおいて契約終了後に選定結果を公表する。

### 1.4 仮契約の締結

#### (1) 優先交渉権者について

- ① 提案書等の評価において最優秀提案者に選定された者に対して、本事業契約に係る優先交渉権が与えられ、該当者を契約優先交渉権者とする。
- ② 契約優先交渉権者が提出した提案書類の参考見積書の金額を上限として、提案書類を踏まえた協議を行うものとする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を契約優先交渉権者とする。

#### (2) 契約手続きについて

座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）に定める随意契約の手続きにより契約優先交渉権者から見積書を聴取し、提案価格の範囲内であることを確認して仮契約を締結する。

また、本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、座間市議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、市はその損害賠償の責を負わないものとする。

### 1.5 本契約の締結

座間市議会の議決をもって、本契約として成立する。

#### (1) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）第44条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(2) 前金払い期日について

契約者は、本契約締結後、令和8年3月31日（火）までに前払金請求手続きを完了するものとする。

## 1.6 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案は1者1提案までとし、提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会及び教育委員会への報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利に対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
- (8) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。
- (9) 市は、緊急防災・減災事業債の活用を想定しているため、この手続き等に対して必要な書類の作成等は受託者の費用において行うものとする。
- (10) 本要領及び別に定める要求水準書に定めのない事項については、建設業法（昭和24年法律第100号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、その他関連する法令を遵守し、行うものとする。

## 参加表明書類について

次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

## 1 共通事項

- (1) 参加表明書類の用紙の大きさは、日本産業規格A4版とし、文字の大きさは、12ポイントを標準とする。
- (2) 指定様式を使用すること。
- (3) 指定様式に記載の添付資料も併せて、提出すること。なお、添付書類の用紙の大きさは指定しないが、A4版に折りたたみ提出すること。
- (4) 次の書類一式をA4フラットファイルにまとめたうえ、正本1部、副本1部を提出すること。副本は、黒塗りにより参加者の社名及び参加者が憶測されないようにすること。

## 2 単体企業提出一覧表

No	提出書類	備考
1	参加表明書【様式1】	
2	会社概要表【様式2】	
3	配置責任者調書【様式3】	
4	業務実績調書（参加資格要件）【様式4】	

## 3 連合体提出一覧表

No	提出書類	備考
1	参加表明書【様式1】	
2	連合体構成届出書【様式1の1】	
3	会社概要表【様式2】	構成員含む
4	配置責任者調書【様式3】	
5	業務実績調書（参加資格要件）【様式4】	

## 提案書類について

次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

### 1 共通事項

- (1) 提案書類の用紙の大きさはA4版を基本とするが、図表等について必要な場合はA3版の折り込みも可とする。文字の大きさは、12ポイントを標準とする。また、項数は制限しないが、冗長なものとならいようにすること。
- (2) 次の書類一式をA4フラットファイルにまとめたうえ、正本1部、副本1部を提出すること。副本は、黒塗りにより参加者の社名及び参加者が憶測されないようにすること。
- (3) 提案書類を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。
- (4) 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

### 2 提出書類一覧表

次の書類一式とする。なお、以下で示した書類を番号順で綴り、目次及びページ番号を付すること。

No	提出書類	備考
1	提案書【様式5】	
2	業務実績調査書（座間市内業務）【様式6】	本事業を対象とする。
3	業務遂行能力調査【様式7】	本事業を対象とする。
4	業務実施体制表【任意様式】	本事業を対象とする。
5	技術者実績調査【様式8】	本事業を対象とする。
6	空調設備機器提案書類【任意様式】	南中学校を対象とする。
7	想定仮設計画図【様式9】	南中学校を対象とする。
8	想定工事工程表【様式10】	南中学校を対象とする。
9	全体事業工程表【任意様式】	本事業を対象とする。
10	市内事業者活用提案書類【任意様式】	本事業を対象とする。
11	提案価格書【様式11】	本事業を対象とする。

### 3 提案にあたって

次の各号に掲げる事項及び要求水準書を参考し十分に考慮したうえで、提案すること。

また、提出書類No.6～No.8についての提案は、座間市立南中学校1校を対象として提案を行うこと。

- (1) 本事業の実施にあたり、提案者の知識・技術・経験を最大限に活用し、空調設備及び断熱化改修等を早期かつ効率的に実施可能な内容の提案とすること。
- (2) 提案の選考においては、提案者から提出された提案書類の内容及び価格に対して審査する。このため、提案内容を審査しやすいように具体的に記述すると共に、証明資料、根拠資料の添付を必ず行うこと。
- (3) 下請負人（協力業者）等を市内業者から調達する等、市内業者の育成や地域経済の振興に配慮すること。
- (4) 要求水準書に求められる断熱化改修工事及び空調設備設置工事の工種毎のスケジュールを具体的に記載すること。ただし、法令等により届出期間等を一般的な期間から逸脱した内容の場合には、特例措置等を使用することが明記されていたとしても、不確定なスケジュールとみなし、評価が大幅に低くなることがあるので、注意すること。
- (5) 提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。提案書類に記載した内容は、参考見積書価格の中で実現を約束したものとみなす。  
また、提案書類の内容において、2通り以上に解釈できるものについては、市の解釈によるものとする。
- (6) 提出された提案書類の変更、再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は印字の不明瞭等があり、かつ、市が認めたときはこの限りではない。
- (7) 事業内容等については、プロポーザルの内容にかかわらず、市と協議のうえ、変更できるものとする。
- (8) 提案書類の作成に要する費用は、提案者の負担とする。